

岩出市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和 3 年 4 月

目 次

第1章	計画策定の趣旨	1 頁
第1節	計画改定の背景・目的	1 頁
第2節	計画の性格・位置づけ	2 頁
第3節	基本計画の範囲・策定の期間	4 頁
第2章	ごみ処理の状況	4 頁
第1節	岩出市の概要	4 頁
第2節	ごみ処理のこれまでの見直し	7 頁
第3節	ごみ処理の現況	9 頁
第4節	ごみ排出量の実績	14 頁
第5節	評価・見直し	21 頁
第6節	今後の課題	23 頁
第3章	ごみ排出量等の見込み	25 頁
第1節	人口の動向	25 頁
第2節	産業の動向	26 頁
第3節	ごみ排出量の将来推計	26 頁
第4章	ごみ処理基本計画	29 頁
第1節	計画の達成目標	29 頁
第2節	施策の基本的な方向性	30 頁
第3節	目標を達成するための方策	31 頁
第5章	計画の円滑な推進	35 頁
第1節	施策の推進と進行管理	35 頁
第2節	進行状況の評価と公表	35 頁

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景・目的

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムにより、物質的な豊かさを手に入れることができましたが、一方多くの資源やエネルギーが使用されこれら全てのものが、ごみとして処理する際も多くエネルギーが必要になります。私たちがものを大切にし、できる限りごみを出さない生活を送ることが、資源やエネルギーの消費の縮減に繋がるばかりか、地球規模の環境問題の解決にも繋がります。

直近のごみに関する課題としては、マイクロプラスチックによる海洋汚染や食品ロス対策が挙げられ、また、台風や地震等の災害時に排出される災害廃棄物処理についての検討も必要になっています。これらの背景には、廃棄物処理だけの問題だけでなく、既に起こっている地球温暖化や気候変動などによる地球規模の環境問題が関連しています。

そのため、平成27年9月に国連サミットで採択された持続可能な社会をめざして目標を掲げたSDGsの達成に貢献できる施策を展開する必要があり、国では、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、ライフサイクル全体での資源循環の徹底をめざすことなど、持続可能な社会づくりへの総合的な取組が示されています。

岩出市（以下、「本市」という。）では、平成15年3月に、「岩出市一般廃棄物処理基本計画」（前計画）を策定し、ごみ減量やリサイクルを基調とした自然と共生できる「循環型社会」のシステムをつくり上げるため、「ごみを出さない社会づくり」、「安定したリサイクル社会づくり」、「資源循環のための施設づくり」を目標に掲げ、「ごみ減量」、「リサイクル」、「最終処分量」について、その達成に向けて各種施策を実施してきました。平成24年7月からは、可燃ごみについて有料化を実施し、ごみの減量化・資源化を一層達成できるものとするため実行しております。

しかしながら、前計画策定以後、社会経済状況も大きく変化し、本市のごみの排出量は、1人あたりで、1日、979g（令和元年度（2019年度））となっており、前計画の目標達成には困難な状況であります。

廃棄物を巡る情勢の変化を踏まえ、これまでの取組、各家庭・事業所におけるごみ排出量・リサイクル率の推移を分析し、新たに令和3年度から概ね向こう10年間の計画期間とする次期「岩出市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、一般廃棄物（ごみ）を安定的かつ適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、循環型社会を実現することを目的に市民、事業者、市が共通の認識に立ち、それぞれが取り組むべき役割を明らかにします。

第2節 計画の性格・位置づけ

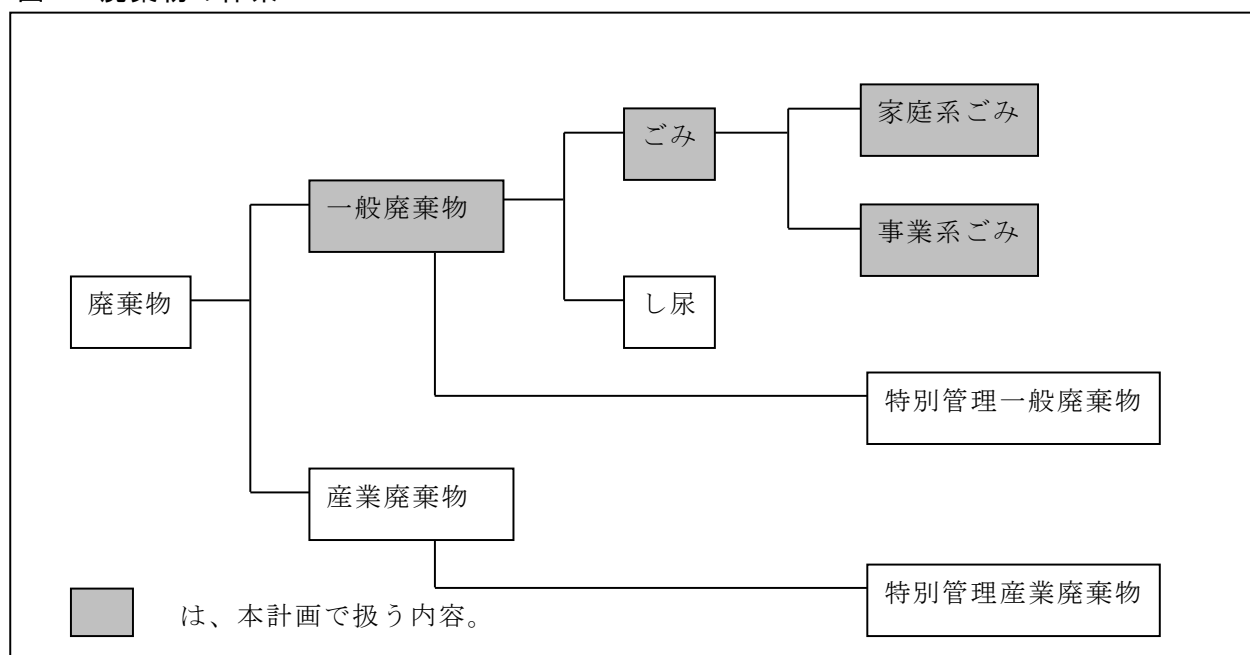
1. 計画の性格

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされています。

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画であり、ごみ処理に関する基本的な事項について定める基本計画です。

今回新たに策定する本計画では、社会情勢やライフスタイルの変化等の中で、適正な処理を進めるために必要な将来目標を設定し、目標に向けたごみの減量化・資源化に関する基本的事項を定めることを目的とします。なお、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことを言い、その体系は図 1 に示すとおりです。

図 1 廃棄物の体系



用語の定義

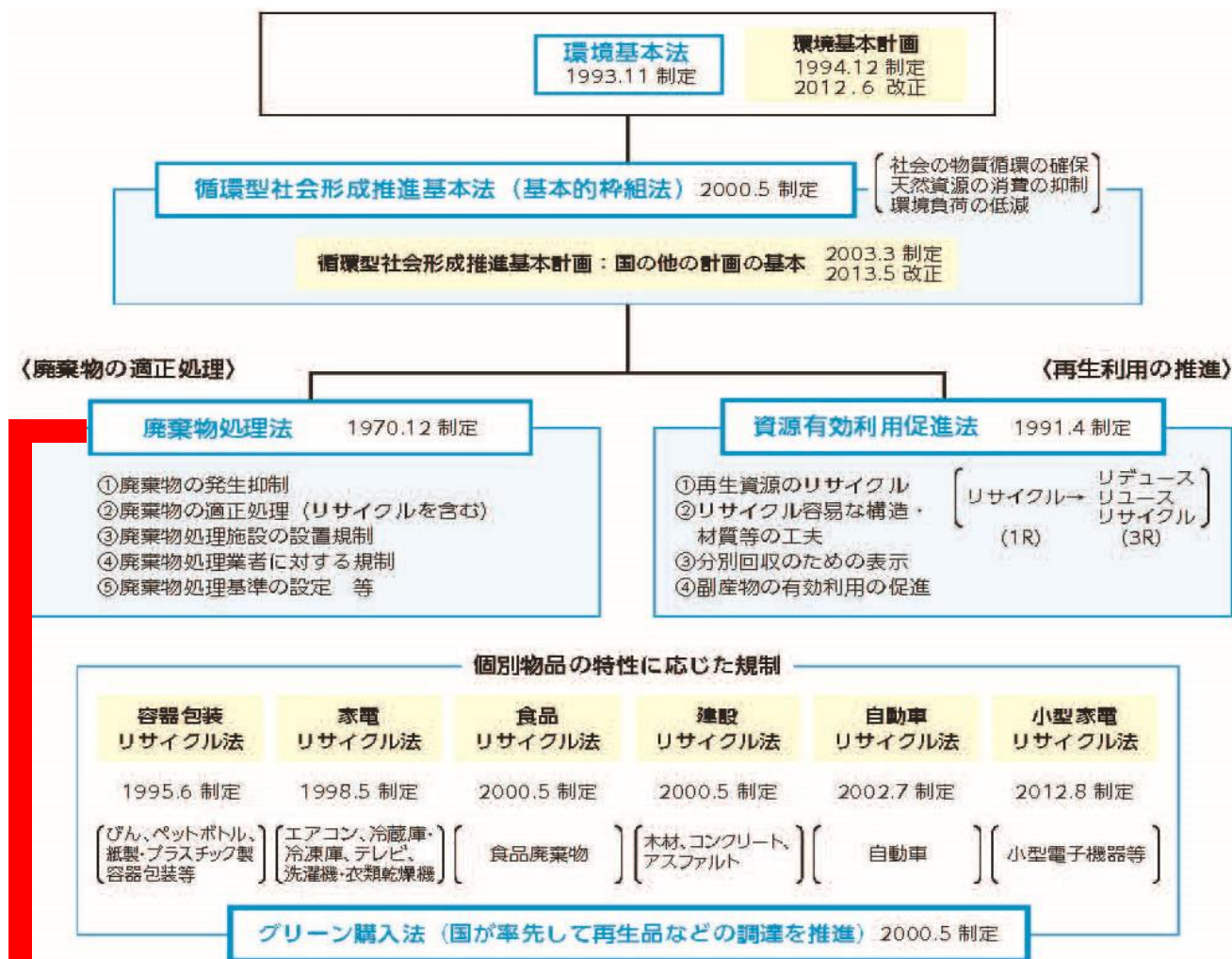
- 一般廃棄物 : 産業廃棄物以外の廃棄物
- 産業廃棄物 : 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める廃棄物のうち 20 種類
- 家庭系ごみ : 一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ
- 事業系ごみ : 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物を除くもの
- 特別管理一般（産業）廃棄物 : 廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生じる恐れのある性状を有するもののうち、政令で定める一般廃棄物と産業廃棄物

2. 計画の位置づけ

本計画は、一般廃棄物処理の長期的計画を策定するものであり、岩出市長期総合計画といった上位計画との整合性を図り、一般廃棄物に関する具体的な施策等を示すものである。図2に本計画と上位計画との関係を示す。

図 2

国の法律・計画



本市における施策の体系

岩出市長期総合計画

岩出市一般廃棄物処理基本計画

第3節 基本計画の範囲・策定の期間

本計画の区域は、本市全域とする。

本計画は、長期展望に立ち、中間年次を令和7年度、目標年次を令和12年度とした、概ね向こう10年間の廃棄物処理の基本施策について方向付けを行うものである。ただし、社会経済情勢の変化等により計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合には、適宜見直しを行うものとする。

計画目標達成年次：令和12年度（中間年次：令和7年度）

第2章 ごみ処理の状況

第1節 岩出市の概要

1. 地域の概況

本市は、和歌山県の北部に位置し、和歌山市の中心部から約15km、大阪都心部から約50km、関西国際空港からは約30kmの距離にあり、北は大阪府泉南市及び阪南市、東南は紀の川市、西は和歌山市に接しています。

市域は、東西に約5.7km、南北に約8.8km、面積は38.51km²。東端は東経135度20分、西端は東経135度17分、南端は北緯34度14分、北端は北緯34度20分に位置します。

2. 人口と世帯の動向

平成27年の人口（平成27（2015）年国勢調査による推計人口）は、53,452人で、平成22年より570人増加し、世帯数では、1122世帯増え、20,667世帯となりました。

表1 人口

(国勢調査)

		平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
人口	人	41,550	48,156	50,834	52,882	53,452
世帯数	世帯	12,956	16,188	17,790	19,545	20,667

(国勢調査)

年度	平成22年		
区分／階層	総数	男	女
0 ～ 4	2,593	1,359	1,234
5 ～ 9	2,941	1,506	1,435
10 ～ 14	3,046	1,467	1,579
15 ～ 19	2,866	1,509	1,357
20 ～ 24	2,536	1,261	1,275
25 ～ 29	2,531	1,218	1,313
30 ～ 34	3,318	1,580	1,738
35 ～ 39	4,551	2,193	2,358
40 ～ 44	3,922	1,848	2,074
45 ～ 49	3,552	1,646	1,906
50 ～ 54	3,150	1,553	1,597
55 ～ 59	3,301	1,601	1,700
60 ～ 64	3,781	1,817	1,964
65 ～ 69	2,895	1,416	1,479
70 ～ 74	2,022	1,002	1,020
75 ～ 79	1,571	655	916
80 ～ 84	1,069	391	678
85以上	1,068	277	791
不詳	2,169	1,231	938
合計	52,882	25,530	27,352



年度	平成27年		
区分／階層	総数	男	女
0 ～ 4	2,422	1,251	1,171
5 ～ 9	2,623	1,341	1,282
10 ～ 14	3,020	1,546	1,474
15 ～ 19	3,119	1,498	1,621
20 ～ 24	2,749	1,408	1,341
25 ～ 29	2,547	1,245	1,302
30 ～ 34	2,837	1,364	1,473
35 ～ 39	3,523	1,707	1,816
40 ～ 44	4,641	2,269	2,372
45 ～ 49	4,002	1,877	2,125
50 ～ 54	3,563	1,668	1,895
55 ～ 59	3,160	1,560	1,600
60 ～ 64	3,396	1,626	1,770
65 ～ 69	3,778	1,802	1,976
70 ～ 74	2,821	1,359	1,462
75 ～ 79	1,911	913	998
80 ～ 84	1,358	527	831
85以上	1,312	392	920
不詳	670	365	305
合計	53,452	25,718	27,734

【参考資料】

(住民基本台帳)

(各年3月31日現在)

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
人口	人	53,018	53,196	53,537	53,537	53,687
世帯数	世帯	20,712	21,016	21,518	21,518	21,805
		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口	人	53,694	53,944	53,827	53,846	53,862
世帯数	世帯	22,077	22,407	22,697	23,024	23,322

3. 産業の動向

平成 24 年から平成 28 年にかけて、民営事業所のみを対象に比較すると、事業所数・従業者数ともに増加しています。

平成 28 年における産業分類別の事業所数では、第三次産業が全体の 86.6% を占めて最も多く、このうち卸売・小売業が全体の 27.0% を占めています。従業者数では、第三次産業が 83.1% を占めており、そのうち、卸売業・小売業では、25.5% 宿泊業・飲食サービス業では、14.1% を占めています。

表 2 事業所数及び従業者数の推移

項目	平成 13 年度	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 26 年度	平成 28 年度
事業所数 (件)	1,085	1,449	1,433	1,474	1,506
従業員数 (人)	9,873	12,727	13,288	13,716	14,326

平成 28 年度における事業所数・従業員数

産業大分類		事業所数	従業員数(人)
総数		1,506	14,326
第一次産業	農業、林業	2	8
	漁業	1	10
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取	2	37
	建設業	122	654
	製造業	75	1,706
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	19
	情報通信業	5	58
	運輸業、郵便業	24	681
	卸売業、小売業	407	3,650
	金融業、保険業	21	315
	不動産業、物品賃貸業	69	286
	学術研究、専門・技術サービス業	51	275
	宿泊業、飲食サービス業	207	2,026
	生活関連サービス業、娯楽業	186	1,060
	教育、学習支援業	79	552
	医療、福祉	158	2,272
	複合サービス事業	5	235
	サービス業（他に分類されないもの）	90	482

※事業所数は公務及び事業内容等不詳を除き、従業員数は公務を除く。

※経済センサス基礎調査の数値(7月1日現在、民営のみ)。

第2節 ごみ処理のこれまでの見直し

1 収集運搬

(1) 家庭系ごみの収集運搬

資源ごみの収集回数について、分別収集が始まった平成 11 年 11 月以降、2 回にわたり収集回数を見直し、平成 17 年 4 月から毎週 1 回に回数を増やすなど市民の利便性の確保に努めているところです。

資源としてリサイクルできるごみには、品目によって有価で引き取られるものが含まれており、特に、再生利用品目として価値が比較的高い紙類や金属類等は、市が収集する前に持ち去られるケースが後を絶たない状況でありました。

そのため、早朝に巡回や集積所に持ち去り厳禁シールを貼付するなどの対策を講じてきました。更に平成 20 年 6 月 27 日には、「資源ごみの持ち去り禁止及び罰則」規定を設けるため、「岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を改正し、広く周知を徹底してきました。

表 3 資源ごみ収集回数見直しの取組

実施時期	平成 11 年 11 月～	平成 12 年 12 月～	平成 17 年 4 月～
収集回数	月 2 回	月 3 回	毎週 1 回

また、コスト削減については、委託している粗大ごみ及び資源ごみの収集運搬業務について、入札により実施しています。

次に、粗大ごみについては、年 2 回の収集期間中、早朝及び委託事業者が収集を終えた後、各ステーションを巡回し、持ち去りや不適正排出の防止に努めているところであり、必要に応じて、関係住民への周知・啓発等地元区・自治会に協力をお願いしています。

自己搬入する者に対しては、搬入時に免許証等で住所を確認するなどの手続きを強化しています。一方、家庭から出るごみで市が引き取らないごみへの対応としましては、平成 12 年度から、適正処理困難廃棄物の回収機会を設け、多くの市民の利用に供しており、不法投棄や不適正排出防止に効果が出ているものと考えます。

(2) 事業系ごみの収集運搬

市外からの持ち込みを防止するため、自己搬入事業者及び許可事業者に対しては、毎年、岩出クリーンセンター（以下、「クリーンセンター」という。）への搬入に係る登録手続きに併せて、本市のごみ処理事業への理解と協力を求めています。平成 19 年度に見直しを行ったごみ処理手数料の増額は、周辺市との均衡を図るために実施したもので、ごみ処理の適正化を徹底するうえで必要なものです。

また、平成 21 年度には、収集運搬体制を補完する役割として、事業系ごみを収集運搬する者に対して、一般廃棄物収集運搬の「業の許可」を与えることとし、事業

系ごみの収集運搬体制の仕組みと許可事業者に対する指導権限等を明確にしました。

2 処理・処分

(1) 中間処理施設における処理

平成 20 年 12 月から供用を開始した施設（クリーンセンター）では、周辺環境に与える負荷を最大限に低減し、循環型社会を構築する核となる施設として整備したもので、可燃ごみに含まれる金属類は資源化が図れ、焼却灰はスラグ化することでアスファルト骨材として再生利用できるなど資源化率の向上に寄与しています。

(2) 減量化・資源化の取組

生ごみの堆肥化による減量化を推進するため、平成 3 年度に生ごみ処理容器購入補助制度、平成 13 年度には電動式生ごみ処理機購入補助制度を創設しました。平成 27 年度から補助率を見直し、生ごみの堆肥化・減量化を引き続き行っています。

また、分別の徹底や不適正排出を防止するため、排出者の視点に立った「ごみ分別冊子」を策定し、平成 20 年度に全戸配布しました。同年 8 月 27 日には、わかやまノーレジ袋推進協議会が、県主導で設立され、本市においても、当協議会に参画し、買い物時のマイバッグ運動の啓発を行ってきたところです。現在、各自治体において取組を行い、令和 2 年 7 月から全国的に店頭におけるレジ袋の配布が有料化され、プラスチックごみの削減に寄与しています。

資源化処理に際しては、品目ごとに委託事業者を選定し、処理・処分を行っています。また、資源化物としての品質を維持するため、ストックヤードを整備し、引き渡しまでの保管を徹底しています。処理コスト面では、平成 23 年度から従前の年間契約から 6 か月契約への見直しを行い、市場価格の変動に対応した契約方法を採用しています。

(3) 最終処分

本市のごみの焼却残渣は大阪湾で埋立て処分していますが、大阪湾フェニックス計画は、近畿の自治体・港湾管理者が出資し、大阪湾の埋立てにより近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行い、埋立てた土地を活用して港湾機能の整備を図る事業です。運営主体は、大阪湾広域臨海環境整備センターで「広域臨海環境整備センター法」に基づき、近畿圏内の本事業に賛同する地方自治体等の出資により、昭和 57 年 3 月 1 日に設立されたものです。

本市には、最終処分場がないため、平成 8 年度から当該事業に参画しており、今後も市内に処分用地を確保していくことが困難であることから、引き続き、大阪湾広域処分場を利用していくこととします。

第3節 ごみ処理の現況

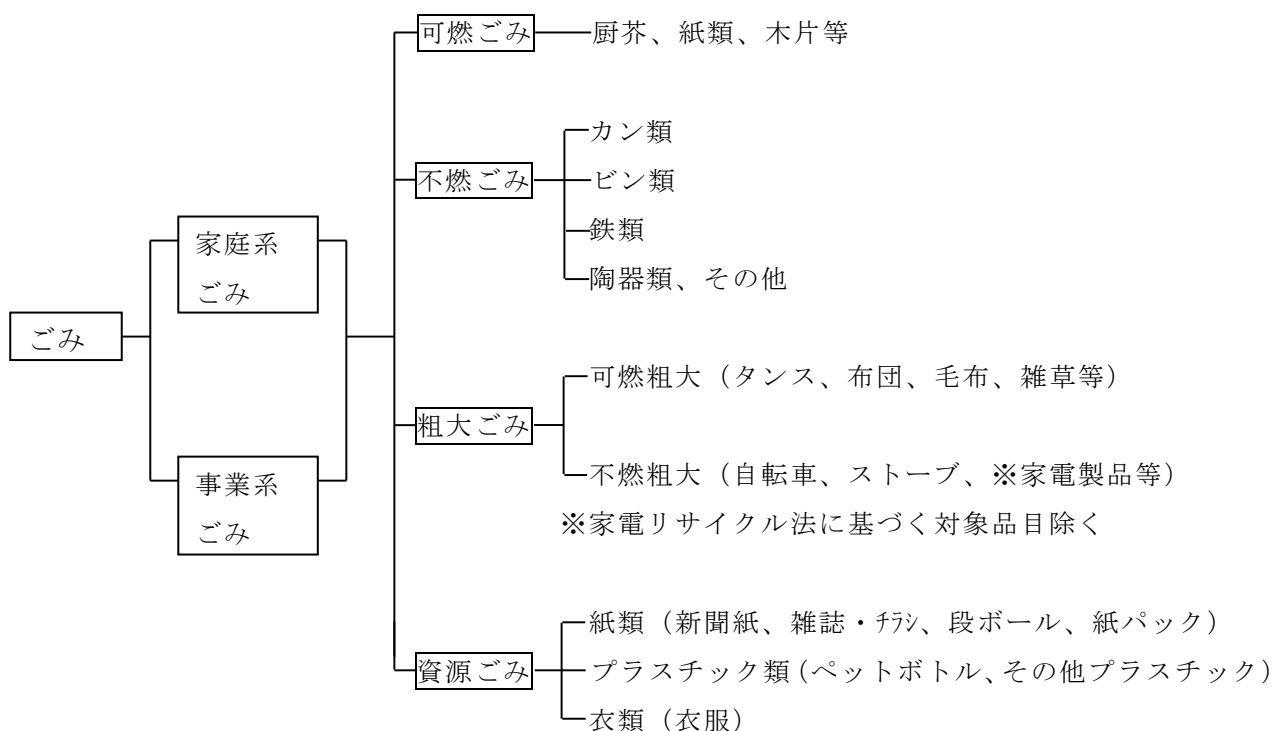
1 ごみの区分

本市のごみ（廃棄物処理法で定義される一般廃棄物をいう。）は、「可燃ごみ」、「資源ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」に区分しています。

ごみの区分以外に、家庭から排出されるごみで、本市において収集していないタイヤ、コンクリート等の適正処理が困難なごみについて、適正処理困難廃棄物として、別途回収機会を設けています。

現時点においては、効率性や費用対効果等を考えますと、現状の区分が適切と考えますが、ごみ処理を取り巻く環境等への変化にも柔軟性を持ち、引き続き、関係法令の改正や社会的なニーズに対して、適切な対応をしていきます。

図3 岩出市のごみの区分



□ 適正処理困難廃棄物（タイヤ、コンクリート等のがれき類等）

2 ごみ処理・処分の現状

(1) 収集及び排出方法

① 収集区域

収集区域は岩出市内全域で、収集人口は 53,862 人（令和 2 年 3 月 31 日現在）です。

② 家庭系ごみの排出・収集方法

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集は、戸別または、あらかじめ決められた集積所に排出して収集する方式（ステーション方式）とし、宅地開発が進むにつれ、集積所が増加の傾向にあります。

また、粗大ごみについては、年 2 回、区・自治会からの申込によるステーション方式により実施している。なお、クリーンセンターでは、直接搬入による受け入れも行っている。

平成 27 年度から、「小型電子機器等リサイクル回収」事業を開始し、クリーンセンターでのピックアップ回収、市内公共施設 11 箇所に回収ボックスを設置、また、市内公共施設において拠点回収を実施することで、希少金属を回収しリサイクルを行っている。

表 4 岩出市における排出方法及び収集頻度

区 分	収集形態	収集回数	収集方法	容 器	排出時間
可燃ごみ	直営	週 2 回	戸別・ステーション	指定袋	午前 8 時まで
資源ごみ	委託	週 1 回	ステーション	指定袋	午前 8 時まで
不燃ごみ	直営	月 2 回	戸別・ステーション	コンテナ等	午前 8 時まで
粗大ごみ	委託	年 2 回	ステーション	—	収集日前日
※小型電子機器等	排出者自ら	—	指定場所	—	受付時間内
※適正処理困難物	排出者自ら	—	指定場所	—	受付時間内

注※ 別途回収機会を設けている。

③ 事業系ごみの排出・収集方法

事業所から排出される事業系ごみは、事業者自らクリーンセンターへ搬入する場合のほか、事業者が一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者へ依頼し、搬入処理を行うことを基本としている。

なお、事業者のうち、排出量が少ない個人事業者やオフィスなどについては、一部本市が収集を行っている。

表 5 岩出市一般廃棄物収集運搬許可業者の状況

収集運搬許可業者		11 業者
許可業者契約事業者数		223 事業所
搬入量 (t)	可燃ごみ	3,768.82t
	不燃ごみ	1.94t
	資源ごみ	0.60t
	粗大ごみ	19.05t
	合 計	3,790.41t

④ ごみ処理手数料

本市内から排出された可燃ごみは、有料化を実施している。ごみ処理手数料は、岩出市有料指定可燃ごみ袋（以下、「指定袋」という。）の購入費用により徴収している。

表 6 指定袋の販売価格

区分	容量等	金額
可燃ごみ	20 リットル用	20 円／1 枚
	30 リットル用	30 円／1 枚
	45 リットル用	45 円／1 枚

※ 一般家庭の場合、市民の手数料の負担軽減を図るため、一定量のごみ袋を各世帯に無料で配布する「一定量無料型」を採用している。

また、事業系の搬入ごみをクリーンセンターへ直接搬入し処理する場合は、ごみ搬入手数料として重量換算で徴収している。

表 7 事業系ごみ持ち込みの際の手数料

ごみの種別	手数料
雑草・剪定木	市が委託する雑草等処理に係る経費に相当する額／kg
上記以外の一般廃棄物 (資源ごみを除く。)	10 円／kg

(2) 中間処理の現況

本市内から排出された一般廃棄物は、クリーンセンターへ搬入され、可燃ごみ・可燃粗大は、破碎、焼却施設で焼却・熔融処理後、発生した残渣（焼却灰等）を大阪湾フェニックスで埋立て、最終処分を行っている。

また、熔融処理の際に発生するスラグはアスファルト骨材として活用するととも

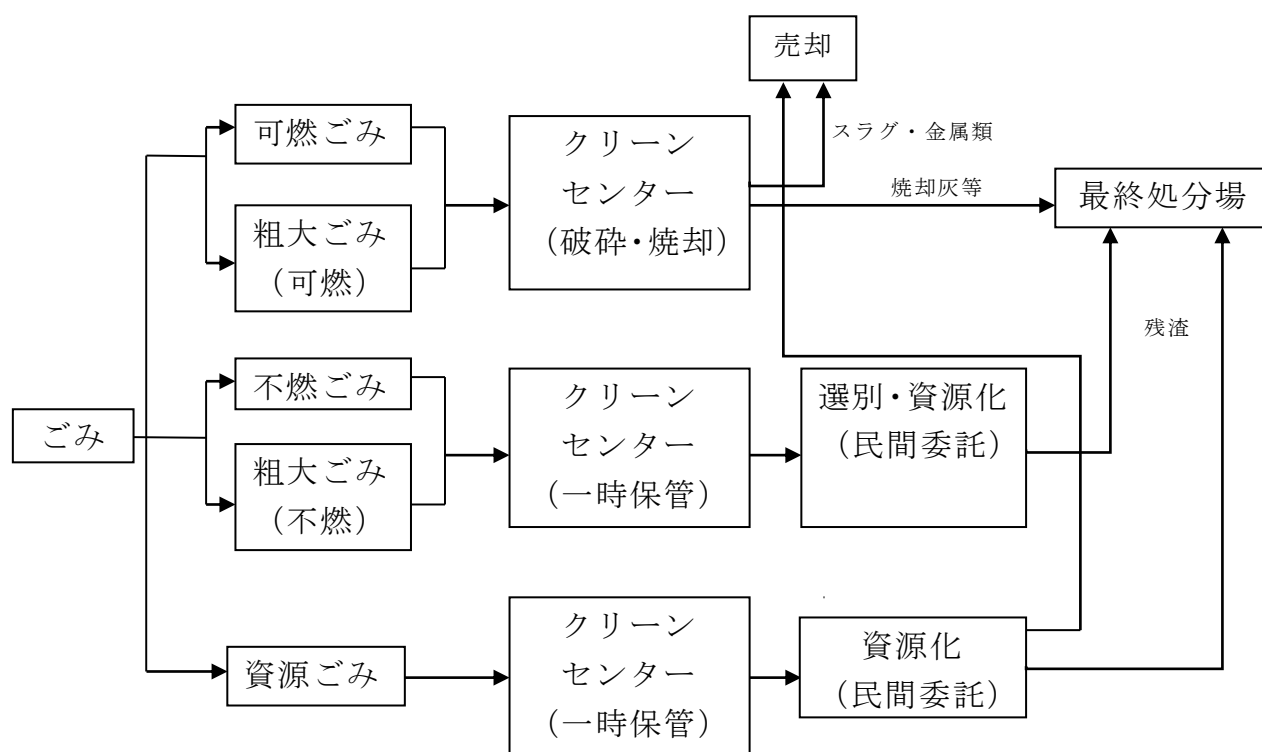
に、可燃ごみ中に含まれる金属類（空き缶など）については、再生事業者等へ有価物として売却処理している。

資源ごみ・不燃ごみ・不燃粗大ごみは、クリーンセンター内で保管後、再生事業者等へ売却、または引き渡しを行っている。

クリーンセンターへ持ち込みできるのは、一般家庭からのごみ以外に、一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者による搬入のほか、事業者が直接持ち込む事業系ごみである。

直接搬入されたごみは、搬入者による仕分け後、可燃ごみは焼却施設、不燃ごみや粗大ごみ、資源ごみは、それぞれのストックヤードへ選別し、適正に処理を行っている。

図 4 ごみ処理・処分のフロー



① 焼却施設

本市内から発生する可燃ごみの焼却処理は、クリーンセンターで行っている。

また、施設の運転、維持管理、補修点検等は 24 時間体制で行っており、焼却灰の再生利用や焼却鉄等の資源化など資源リサイクルが可能で、1,200 度の高温で熔融処理するため、ダイオキシン類の発生を抑制するなど環境面においても配慮した施設です。

今後、長期にわたり運転管理を行っていくため、施設・設備の適正管理に努めます。

表 8 【焼却施設】 クリーンセンターの概要

施設の名称		岩出クリーンセンター
所在地		岩出市根来 2273 番地の 2
敷地面積		19,232.64 m ²
処理方法		流動床式ガス化溶融炉
処理能力		60 t / 24H (30 t × 24H × 2 基)
竣工年度		平成 20 年 12 月 22 日
建築面積		2,048 m ²
処理方式	受入・供給設備	ピット・アンド・クレーン方式
	燃焼設備	ガス化溶融方式（流動床式）
	燃焼ガス冷却設備	ガス冷却室 水噴射方式
	排ガス処理設備	バグフィルタ（触媒反応塔）
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	バンカ貯留

表 9 クリーンセンターの運転実績（年度別）

項 目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
搬入量 (t / 年)	19,139	18,448	18,667	18,910	18,346	17,856	17,956	19,011	19,305
焼却量 (t / 年)	16,630	16,161	16,465	17,728	17,455	14,851	14,972	16,011	16,159
稼働日数 (日 / 年)	283	277	277	347	352	352	355	365	366
日平均 焼却量 (t / 日)	58.7	58.3	51.1	51.1	49.6	42.2	42.2	43.9	44.2

② 資源化施設

本市内から収集した資源ごみ等を処理委託事業者に取り渡すまでの間、良好な状態で一時保管するストックヤードで保管している。

また、粗大ごみの減量化を目的に、まだ使用できる家具等を修理し、再製品化しているリサイクル工房を平成 25 年度から運営している。

ストックヤードでは、紙類、ペットボトル、その他プラスチック類、衣類に分かれており、不燃ごみやスラグの保管施設も併設している。

表 10 【資源化施設】 ストックヤードの概要

竣工年月日	平成 24 年 3 月 31 日	
構造	鉄骨造平屋	
建築面積	689 m ²	
対象ごみ種	面積 (m ²)	貯留量 (m ³)
段ボール	84.5	109.69
雑誌・チラシ	65.0	57.50
新聞	65.0	57.50
紙パック	65.0	57.50
その他プラスチック	156.0	378.00
ペットボトル	65.0	84.38
衣類	84.5	109.69
カン・ビン	119.6	358.80
スラグ	104.0	84.50

表 11 【資源化施設】 リサイクル工房の概要

竣工年月日	平成 25 年 3 月 31 日	
構造	鉄骨造平屋	
建築面積	200 m ²	
取り扱う品目	自転車・家具	

第 4 節 ごみ排出量の実績

(1) ごみの総排出量

ごみの総排出量は、平成 24 年 7 月から可燃ごみの有料化を実施し、分別が徹底された結果、特に、家庭系可燃ごみの量が減少してきましたが、平成 29 年度以降、総量としては、増加が続いています。

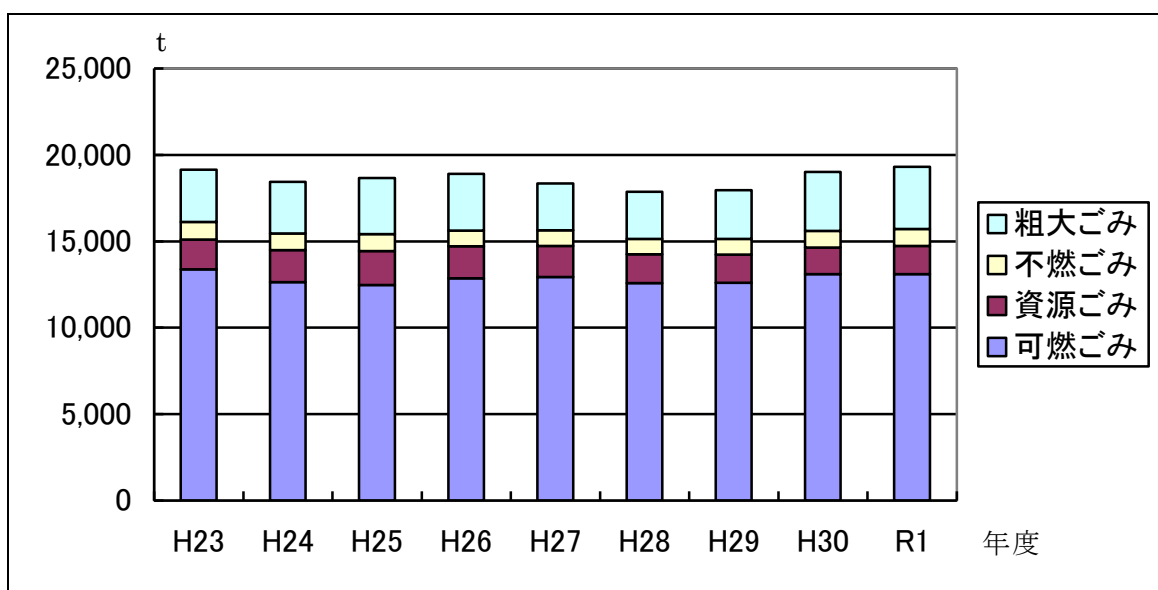
その理由として、排出者の減量努力があるものの、事業者が増加したこと等からごみ量が増大しています。

表 12

ごみ量総排出量の実績

(t / 年度)

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
可燃 ごみ	13,381.23	12,633.61	12,470.96	12,864.33	12,941.44	12,579.94	12,608.56	13,102.67	13,103.37
資源 ごみ	1,720.25	1,858.95	1,967.87	1,847.25	1,791.34	1,677.68	1,615.81	1,536.52	1,638.88
不燃 ごみ	1,018.54	971.24	975.07	910.77	911.07	891.41	923.34	960.08	972.30
粗大 ごみ	3,019.40	2,983.72	3,253.37	3,287.47	2,702.63	2,707.23	2,808.71	3,411.90	3,590.12
総合計	19,139.42	18,447.52	18,667.27	18,909.82	18,346.48	17,856.26	17,956.42	19,011.17	19,304.67



(2) 可燃ごみの排出量

家庭系については、有料化後、減少傾向にありますが事業系ごみについては、減量化や排出抑制に至っていないことなどから増大しています。

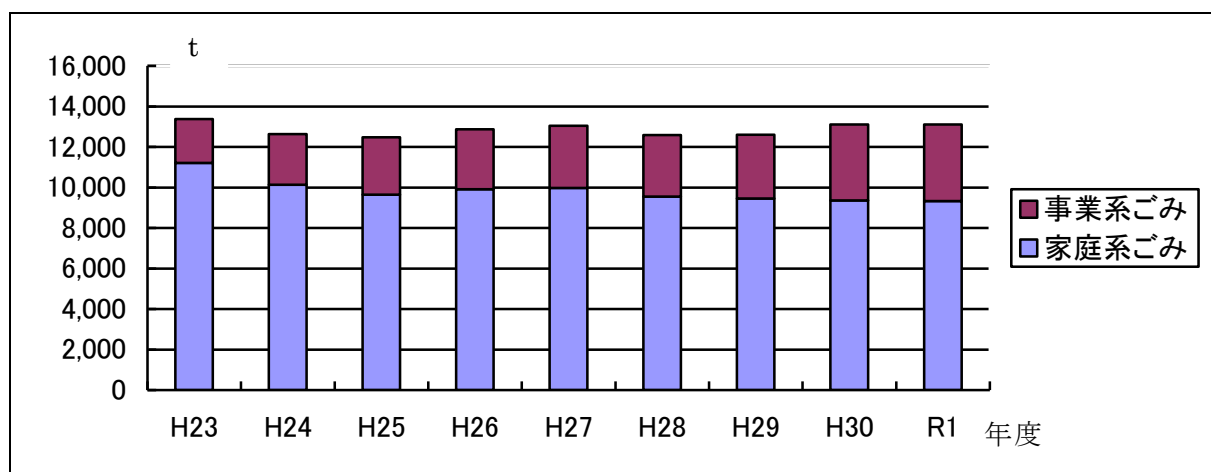
また、今なお、可燃ごみ中に資源ごみが混在していることが多く見受けられ、水分についても多く含んでいるように思われます。

表 13

可燃ごみ排出量の実績

(t / 年度)

項 目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
家庭系	11,202.49	10,132.01	9,641.80	9,910.50	9,880.86	9,534.09	9,449.79	9,357.71	9,334.55
事業系	2,178.74	2,501.60	2,829.16	2,953.83	3,060.58	3,045.85	3,158.77	3,744.96	3,768.82
計	13,381.23	12,633.61	12,470.96	12,864.33	12,941.44	12,579.94	12,608.56	13,102.67	13,103.37



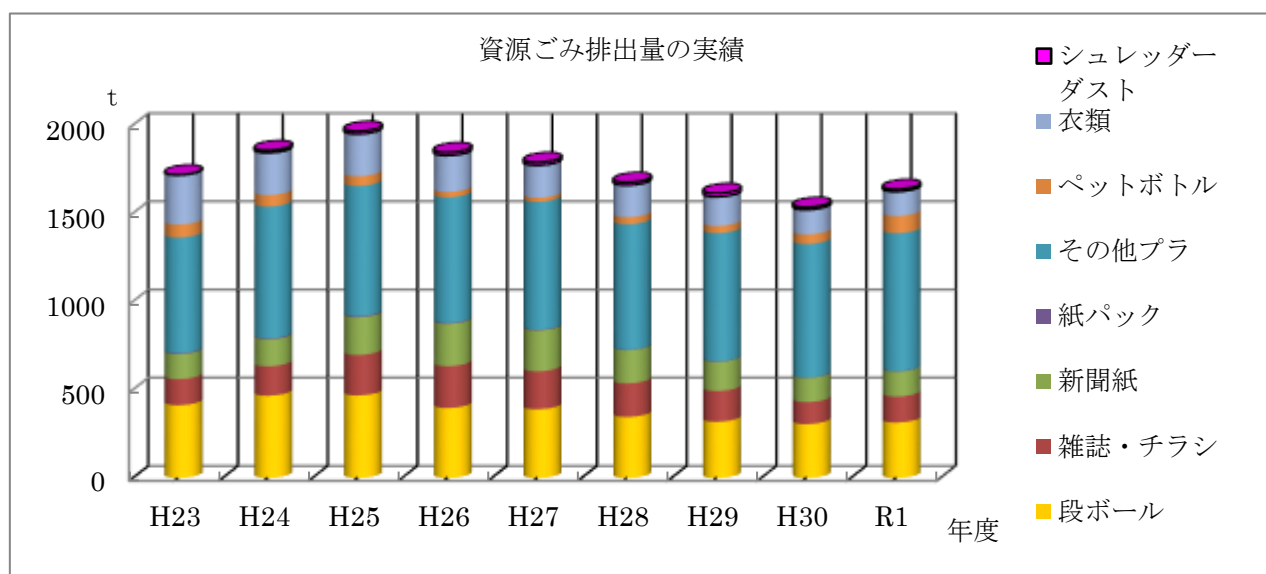
(3) 資源ごみの排出量

排出量は、各年により増減が見られますが、減量要因としては、集団資源回収の実施や店頭回収への協力、専門事業者への引き渡しなどが挙げられます。

一方、増量要因については、人口の増加や分別の徹底などが考えられます。

表 14 資源ごみ排出量の実績 (t / 年度)

項 目	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1
段ボール	412.91	466.80	468.45	397.31	389.77	346.33	319.28	305.79	314.67
雑誌・チラシ	148.41	167.34	229.99	237.47	215.59	190.71	174.77	124.80	147.73
新聞紙	141.38	152.90	213.34	240.11	231.99	188.28	164.94	136.57	141.22
紙パック	5.49	5.49	6.17	5.28	3.82	2.88	3.15	2.63	2.82
その他プラスチック	655.91	747.31	738.88	711.70	725.74	711.34	727.04	757.68	781.95
ペットボトル	74.08	65.56	55.73	31.10	22.99	40.41	40.86	54.32	98.54
衣 類	280.68	240.08	239.22	207.05	184.26	181.44	165.77	140.60	138.37
シュレッダーダスト	1.39	13.47	16.09	17.23	17.18	16.29	20.00	14.13	13.58
計	1,720.25	1,858.95	1,967.87	1,847.25	1,791.34	1,677.68	1,615.81	1,536.52	1,638.88

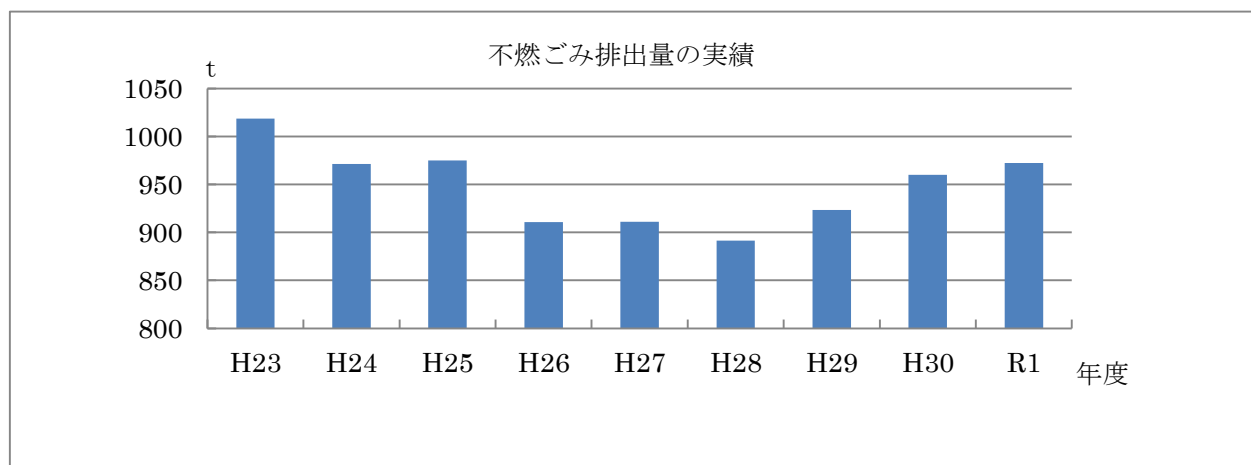


(4) 不燃ごみの排出量

飲料用容器の多様化やマイボトルの普及などにより、排出量は減少傾向にありましたが、かん・ビン類以外の混入により近年では増加しています。

表 15 不燃ごみ排出量の実績 (t / 年度)

項 目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
不燃ごみ	1,018.54	971.24	975.07	910.77	911.07	891.41	923.34	960.08	972.30



(5) 粗大ごみの排出量

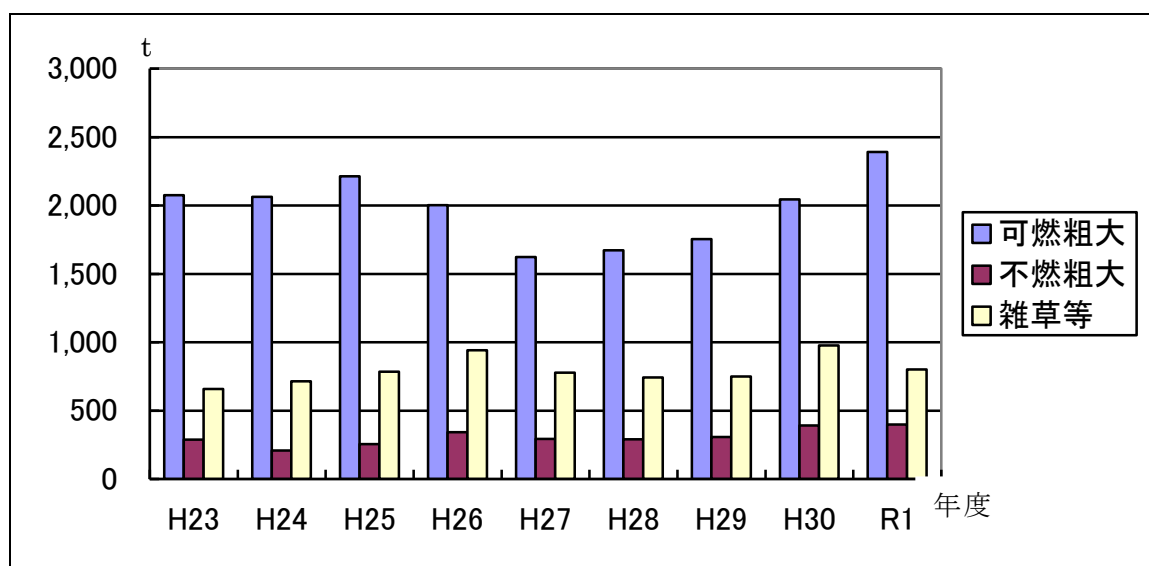
収集は、年2回実施していますが、クリーンセンターに持込まれるごみ種で最も多いのが粗大ごみです。

近年、台風等の災害などが多く発生し、これらに伴う家庭からの粗大ごみが増えている状況です。

平成26年度からは、小型電子機器等回収リサイクル事業を実施し、平成29年度からは、リサイクル工房において、家具の再生品化を実施して可燃粗大の減量化に取り組んでいます。

表 16 粗大ごみ排出量の実績 (t / 年度)

項 目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
可燃粗大	2,073.99	2,063.03	2,212.81	2,002.01	1,632.93	1,673.15	1,754.22	2,045.37	2,391.89
不燃粗大	288.12	207.30	255.17	342.99	292.81	291.51	306.13	390.04	397.80
雑草等	657.29	713.39	785.39	942.47	776.89	742.57	748.36	976.49	800.43
計	3,019.40	2,983.72	3,253.37	3,287.47	2,702.63	2,707.23	2,808.71	3,411.90	3,590.12

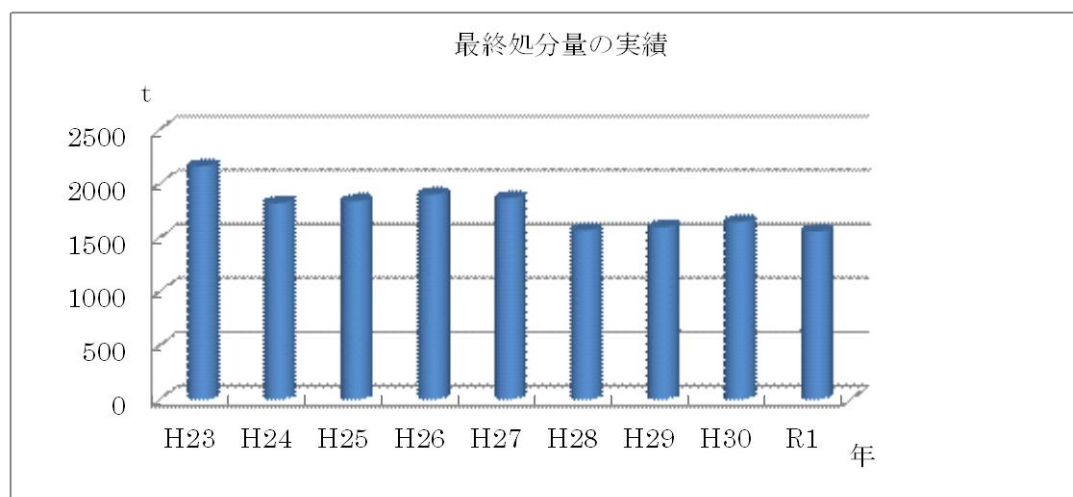


(6) 最終処分量

最終処分量は、クリーンセンターで焼却した後の残渣（焼却灰）及び不燃ごみ中の金属類選別後の残渣合計数量です。

表 17 最終処分量の実績 (t / 年度)

項 目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
最終処分量	2,160	1,819	1,839	1,899	1,865	1,568	1,597	1,646	1,555



(7) 資源化の実績

資源ごみは言うまでもなく、不燃ごみ中のスチール缶、アルミ缶、ビン等や粗大ごみの中でも主に金属素材を選別し、資源化を図っています。

また、焼却時に可燃ごみに混在している鉄・アルミ類やスラグなども資源化物として有効利用しています。

表 18

資源化量の実績値

(t / 年度)

年度 区分	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1
総排 出量	19,139.42	18,447.52	18,667.27	18,909.82	18,346.48	17,856.26	17,956.42	19,011.17	19,304.67
資源 化量	3,678.74	4,005.71	4,152.82	3,986.87	3,536.40	3,460.55	3,447.16	3,615.66	3,936.42
資源 化率	19.2%	21.7%	22.2%	21.1%	19.3%	19.4%	19.1%	19.0%	20.4%

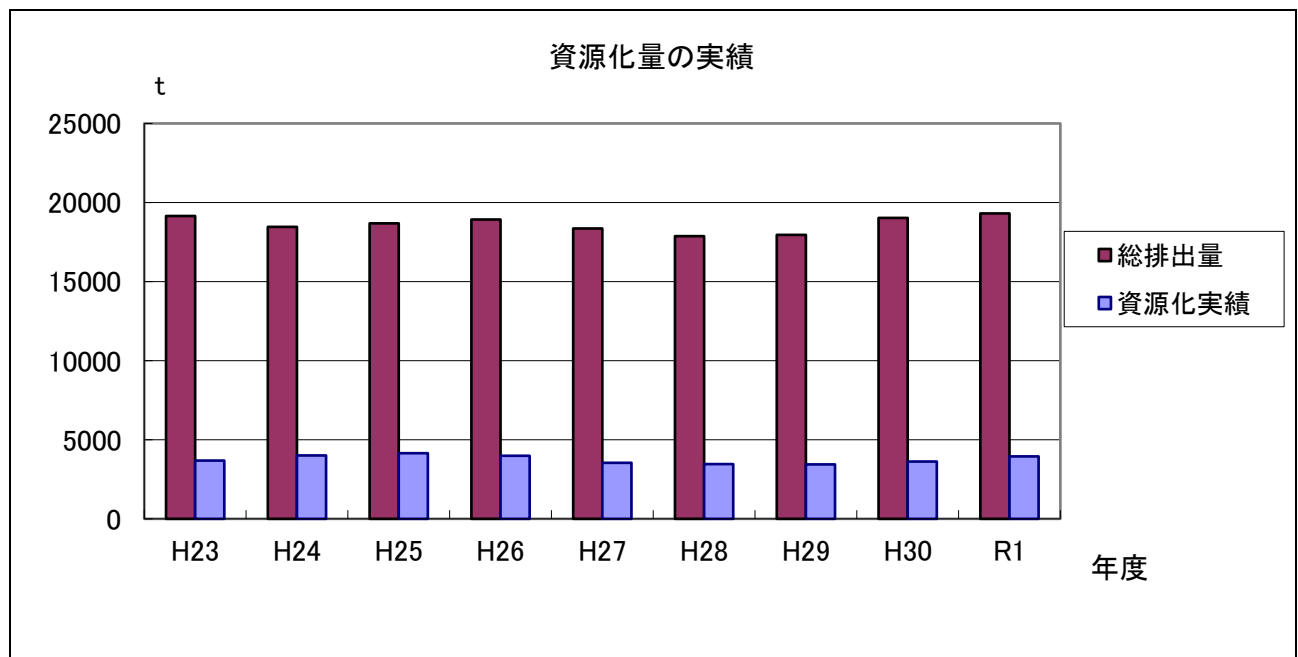
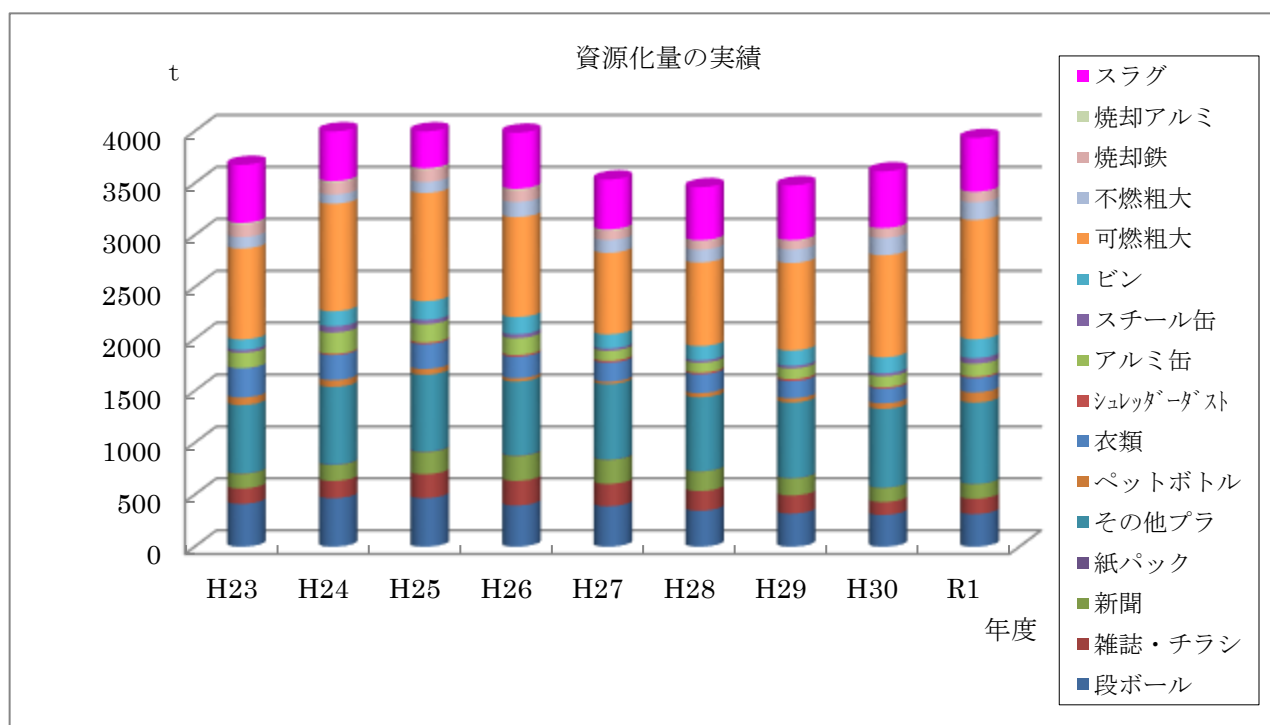


表 19 (参考資料)

資源化量の実績

(t / 年度)

年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
種類										
資源 ごみ	段ボール	412.91	466.80	468.45	397.31	389.77	346.33	319.28	305.79	314.67
	雑誌・チラシ	148.41	167.34	229.99	237.47	215.59	190.71	174.77	124.80	147.73
	新聞	141.38	152.90	213.34	240.11	231.99	188.28	164.94	136.57	141.22
	紙パック	5.49	5.49	6.17	5.28	3.82	2.88	3.15	2.63	2.82
	その他プラスチック	655.91	747.31	738.88	711.70	725.74	711.34	727.04	757.68	781.95
	ペットボトル	74.08	65.56	55.73	31.10	22.99	40.41	40.86	54.32	98.54
	衣類	280.68	240.08	239.22	207.05	184.26	181.44	165.77	140.60	138.37
	シュレッダーダスト	1.39	13.47	16.09	17.23	17.18	16.29	20.00	14.13	13.58
不燃 ごみ	アルミ缶	147.68	203.70	175.76	161.75	95.47	94.53	89.45	105.61	124.12
	スチール缶	27.50	61.11	41.41	38.57	22.59	23.21	22.22	28.80	53.89
	ビン	101.85	144.66	180.51	164.68	136.28	135.57	128.48	153.61	181.87
粗大 ごみ	可燃粗大	874.50	1,035.15	1,042.44	963.03	784.93	804.87	843.47	983.38	1,148.90
	不燃粗大	111.30	89.15	105.48	145.58	124.51	123.82	130.29	166.12	169.86
焼却 金属 ほか	焼却鉄	121.58	115.97	118.02	112.77	88.64	80.61	82.72	89.94	96.74
	焼却アルミ	15.17	12.57	12.66	12.58	12.00	9.71	7.54	5.30	5.48
	スラグ	558.91	484.45	508.67	540.66	480.64	510.55	527.18	546.38	516.68
合 計		3,678.74	4,005.71	4,152.82	3,986.87	3,536.40	3,460.55	3,447.16	3,615.66	3,936.42



第5節 評価・見直し

(1) 減量化目標

前計画では1人1日当たりの排出量について、平成12年度の実績（917g/人日）を基準に最終年次である平成32年度（令和2年度）までに25%（229g/人日）削減し、（688g/人日）にすることを目標としていました。令和元年度の実績値が（979g/人日）となっており、目標には達していません。

平成24年度に家庭系可燃ごみ量の減量化を目的に有料化を実施し、減量化を図っているところではありますが、排出される可燃ごみの50%以上が水分だと言われており、排出時の水切りが不十分なことや、本来、資源として再生利用できるごみも混在していることが挙げられます。

本市は、転入・転出者による引越しの際に出る粗大ごみの件数が多いことから、不適正排出の対策として、人員の配置や受付場所の変更を行い、持ち込みの際の本人確認の徹底を続けています。

また、事業系ごみについては、平成13年度から約1.5倍にも事業所が増加しているため、経済活動に伴う廃棄物が増加しており、目標の達成には困難な状況です。

表20 ごみ排出量等の状況及び目標

区分 \ 年度		単位	基準年次	中間年次	改定年次	最終年次	目標年次	増減
			H12	H22	H27	R1	R2（H32）	R1/R2
計画収集人口		人	48,769	53,018	53,694	53,862	55,000	△1,138
可燃ごみ	家庭系	t/日	29.0	30.3	27.0	25.5	23.6	1.9
	事業系	t/日	4.8	5.9	8.4	10.3	8.6	1.7
	小計	t/日	33.8	36.2	35.3	35.8	32.2	3.6
不燃ごみ		t/日	3.4	2.8	2.5	2.7	2.4	0.3
粗大ごみ		t/日	4.3	7.9	7.4	9.8	7.3	2.5
資源ごみ		t/日	3.2	4.6	4.9	4.5	4.9	△0.4
計		t/日	44.7	51.5	50.2	52.5	46.8	5.7
原単位		g/人/日	917	970	934	979	688	291

（参考） 1人1日当たりのごみ総排出量原単位

岩出市	国	県
967g	918g	962g

令和元年度 一般廃棄物処理実態調査結果（平成30年度実績）環境省

(2) 資源化率

前計画では、平成12年度実績13.1%に対し、目標を25%に上げる設定をしていましたが、令和元年度の実績では、20.4%に留まっており、目標達成には困難な状況です。

資源化率が基準年次より伸びたことについては、現在のクリーンセンターでは、これまで埋立て処分していた可燃ごみ中に含まれるスチール缶やアルミ缶を回収して再生利用していることや焼却後の灰のスラグ化による有効利用などが挙げられます。

また、ごみ種別の資源化状況を見ますと、不燃ごみ中のスチール缶・アルミ缶は、飲料用容器の多様化等を受け排出量が減少傾向であり、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

粗大ごみのうち、自転車・家具等については、リサイクル工房において軽易な修理等を行い、イベント開催時などに低価格販売し、引き続き 4R を推進するなど排出抑制や再使用についての啓発が必要です。

表 21 資源化率の状況及びの目標

区分 \ 年度	単位	基準年次	中間年次	改定年次	最終年次	目標年次	増減
		H12	H22	H27	R1	R2 (H32)	R1/R2
計画収集人口	人	48,769	53,018	53,694	53,862	55,000	△1,138
中間処理後の資源化量	t / 日	5.9	9.2	9.7	10.0	10.1	△0.1
原単位	g / 人 / 日	122.7	174.9	180.7	184.9	194.0	△9.1
資源化率	%	13.1	17.9	19.3	20.4	25.0	△4.6

(参考) 資源化率の比較

岩出市	国	県
19.0%	19.9%	12.1%

令和元年度 一般廃棄物処理実態調査結果（平成 30 年度実績）環境省

(3) 最終処分量の削減

前計画では、1 人 1 日当たりの最終処分量について、平成 12 年度実績（133.3g/人日）に対し、約 60%（53.3g/人日）削減を目標にしていたましたが、令和元年度の実績では、79.8g/人日であり、目標値には到達していません。

最終処分量の削減については、国や大阪湾広域処理場整備促進協議会等から強く要請されているところであり、大阪湾フェニックス計画に参画している本市としましては、目標達成に向け、埋立て処分する焼却灰等の減量化を図っていくことが求められます。

現在のクリーンセンターが稼働したことにより最終処分量が約 40%減量されてきていますが、環境基準が厳しくなっていることから、目標を達成することは厳しい状況であります。

表 22

最終処分量の状況及び目標

年度 区分	単位	基準年次	中間年次	改定年次	最終年次	目標年次	増減
		H12	H22	H27	R1	R2 (H32)	R1/R2
計画収集人口	人	48,769	53,018	53,694	53,862	55,000	△1,138
最終処分量	t / 日	6.7	7.0	5.1	5.3	2.9	△1.4
原単位	g / 人 / 日	133.3	131.9	94.9	79.8	53.3	△26.5

(参考) 1人1日当たりの最終処分量の比較

岩出市	国	県
84g	82g	126g

令和元年度 一般廃棄物処理実態調査結果（平成30年度実績）環境省

第6節 今後の課題

1 ごみ排出抑制の対策

ごみの総量を減量するためには、ごみとなるものを買わない（発生抑制）ことやごみを出さない（排出抑制）工夫が必要です。

現在、可燃ごみについては有料化を実施しており、一定の減量ができています。

しかしながら、家庭系ごみ、事業系ごみに分けたとき、事業系ごみについては、事業所数の増加に伴いごみ総量が増えていることから、事業所に対し、抑制指導を強化していくが必要あります。

2 効率・効果的な収集運搬体制の検討及び集積所の在り方

現在、本市の直接収集のほか、委託、許可業者による収集を行っています。

本市では、将来にわたり安定的な収集運搬体制の確保を図るため、市場規模を勘案して「業の許可」に対する考え方や方針等を定めています。

中長期的には、現在、市が直営により収集している事業系ごみについても各事業所の規模やごみ量に応じ、直営または許可業者による収集のあり方の検討が必要です。

なお、委託による収集については、今後も基本的には変わらないものではありませんが、社会状況の変化やニーズに応じて、料金体系や収集形態等を調査研究していくことは必要です。

また、ごみ集積所は、戸別収集やステーション方式など各地域によって異なり、宅地開発などにより新たな集積所が毎年増え続けており、効率・効果的な収集方法の対策が必要です。

現在、自ら集積所まで排出できない高齢者などの要援護者には、ふれあい収集を行っています。今後、少子高齢化が進むなか、一人暮らしの高齢者等が増加し、自己で集積所まで運ぶことが困難な家庭が増えていくものと考えられることから、その対策を検討します。

3 ごみの分別・資源化の推進

本市の資源化率については、和歌山県全体の実績より上回っているが、可燃ごみ中に資源ごみが混在しているケースが見られるため、市内各所において、「ごみの実態調査見学会」の実施や小学校 4 年生を対象に「環境出前講座」を実施し、分別の周知啓発を喚起してきました。今後も、理解を得るための方策として継続していきます。

また、不燃ごみについては、排出時に家電製品などの粗大ごみの混入などもあることから、分別の徹底が必要です。なお、水銀関連の廃棄物法改正により一般家庭においても、蛍光灯や水銀電池など水銀使用製品が多数存在するため、今後、市民に対し特に不燃ごみ排出時の啓発や適切な処理の実施が必要です。

4 不法投棄・不適正排出対策

現在、定期的に市内各所のパトロールを実施していますが、近年、不法投棄の件数は減少傾向にあります。

しかしながら、各地域の集積所には不適正排出が見られるなど、引き続き監視体制の強化を図るとともに、広く環境美化への意識啓発と自主的な美化運動に対する支援を行っていくことが大切です。

5 最終処分場における処分量削減の推進

第 2 期フェニックス計画は、令和 14 年度に終了する予定となっています。

第 3 期の計画では、既存の処分場をできるだけ長期に有効活用できるよう、更なるリサイクルの推進や最終処分量の削減に向けた取組を求められています。

具体的には、ごみ排出量を平成 24 年度実績に対し、令和 2 年度に 15%減、最終処分量を平成 24 年度実績に対し、令和 2 年度に 28%減とする目標値が設定されています。

今後、目標を達成するためには、事業系ごみを確実に減量化ができる実効ある施策を行い、市民に対してはできる限り使える物は最後まで使い切ることや、修理が可能な場合は修理を行うなど、物を大切にするライフスタイルに転換していくなど、効果的な施策の実施が求められています。

6 災害廃棄物の処理

近い将来、予測される南海トラフ巨大地震や大型台風による風水害等での災害では、平常時の生活以上に廃棄物が発生すると想定されるため、それらの処理等についても対策を考え、迅速に行動できるような処理計画を策定します。

第 3 章 ごみ排出量等の見込み

第 1 節 人口の動向

国立社会保障・人口問題研究所の本市の人口推計（平成 30 年度推計）では、令和 2 年の 54,072 人をピークに、令和 7 年から減少に転じ、令和 12 年には、53,471 人に、令和 17 年には、52,670 人に減少するとされています。

また、上位計画であるとともに、予測の時期や目標年次が同時期である「第 3 次岩出市長期総合計画」では、令和 12 年の人口を約 53,800 人と見込んでいます。

今回の策定においては、長計「第 3 次岩出市長期総合計画」における目標人口と整合性を持たせ、過去 10 年の人口推移から単回帰による推計が妥当と判断し以下のとおり目標人口を設定します。

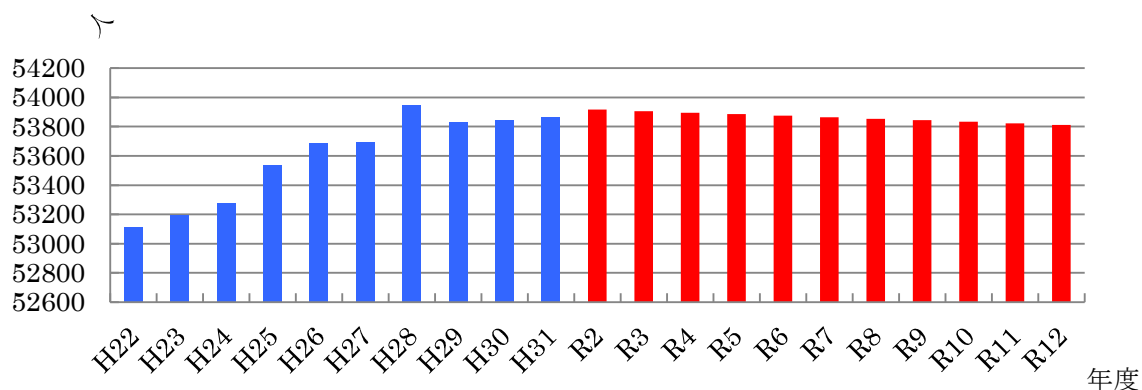
表 23 人口の推移

年	各年 3 月末人口（人）
H22	53,018
H23	53,196
H24	53,276
H25	53,537
H26	53,687
H27	53,694
H28	53,944
H29	53,827
H30	53,846
H31	53,862

表 24 人口の将来推計

	現 況	推 計	
	平成 31 年度	令和 7 年度	令和 12 年度（目標年次）
総人口（人）	53,862	53,864	53,813

人口の将来推計



第2節 産業の動向

本市の民営事業所及び民営事業者数については平成26年までは、増加傾向にありましたが、平成28年は概ね横ばいとなっています。

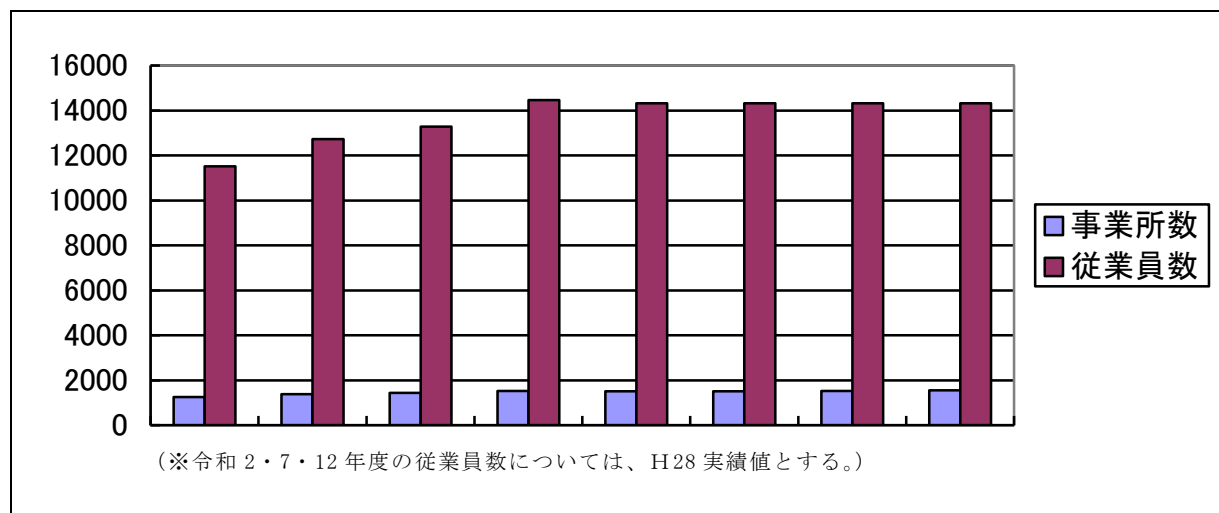
表25 民営事業所及び民営従業員数の推移

	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度
事業所数（件）	1,247	1,381	1,433	1,517	1,506
従業員数（人）	11,518	12,727	13,288	14,467	14,326

表26 事業所の将来推計

	現 況	推 計	
	平成28年度	令和7年度	令和12年度（目標年次）
事業所数（件）	1,506	1,528	1,550

事業所数及び従業員の将来推計



第3節 ごみ排出量の将来推計

本市のごみ排出量については、人口の継続的な増加に伴い、前計画策定以降のごみ総排出量は、平成18年度に初めて年間20,000tを超え、1人1日当たりの排出量は、1,097g／人日となりました。

平成24年7月から可燃ごみにおける収集手数料の賦課「ごみの有料化」を開始したことにより、その後、平成28年度に至るまで減少に転じました。

近年、道路環境が整備され、交通アクセスの利便性が向上していることなどにより、消費活動が拡大するにつれ、特に事業系ごみが増加しております。令和元年度

の排出量では、19,304 t。1人1日当たり 979 g/人日。前計画の基準年度（平成 12 年度）当時の排出量から、2,965t 増え、1人1日当たり 62g/人日増加しています。

本市においても、令和 7 年頃から減少に転じると予測されていますが、当面は、総ごみ量の増加傾向は続いていくものと予想されます。特に事業系ごみの増加が懸念されるところです。

ごみ総排出量の推移は、ごみの 70%を占める可燃ごみ量の変動に影響される傾向にあります。また、他のごみ種の中では、資源ごみ量について、最近、減少傾向となっていますが、この状況がいつまでも続くとは言い難く、これまでの状況で推移したと仮定した場合、社会経済情勢や景気の動向と購買意欲、気候変動等と密接に関係しながら、増減を繰り返し、変動していくものと思われます。

今回の計画策定に当っては、長計における目標人口、事業所数の指標がほぼ横ばいであるため、令和元年度の実績から将来予測人口を乗じることにより将来推計としました。

また、ごみ種別の将来推計については、各年度の実績から見極めることが困難であり、総量に対する現況の構成比で按分する方法を採用します。

表 27 ごみ排出量の将来推計

区分			年度	現況	中間年次	推計（目標年次）
				平成 31 年度	令和 7 年度	令和 12 年度
総人口（人）				53,862	53,864	53,813
ごみ量	可燃ごみ （t／日）	家庭系	25.50	25.85	25.82	
		事業系	10.30	10.44	10.43	
		小 計	35.80	36.29	36.25	
	不燃ごみ（t／日）		2.66	2.69	2.69	
	資源ごみ（t／日）		4.48	4.54	4.53	
	粗大ごみ（t／日）		9.81	9.94	9.94	
	1 日当たり排出量 （t/日）		52.75	53.46	53.41	
	1 人 1 日当たり排出量 （g/人/日）				979.26	992.59

国・県の方針の概略（参考）

国の減量化目標（平成 28 年 10 月）

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、廃棄物の減量化目標量が示されている。

◆ 国の減量化目標

国では、平成 24 年度の排出量に対し、平成 32 年度（令和 2 年度）には以下のとおり減量・資源化する目標を設定している。

一般廃棄物の排出量	約 12%削減（3,800 万 t）
リサイクル率	21%から 27%に増加
最終処分量	14%削減（320 万 t）

第 4 次和歌山県廃棄物処理計画（平成 28 年 12 月制定）

平成 24 年度の廃棄物量を基準として、平成 32 年度（令和 2 年度）における処理目標を設定している。

◆ 和歌山県の減量化目標

目標設定については、平成 24 年度値に対し、県の実績を勘案の上、国の設定値またはそれ以上として平成 32 年度（令和 2 年度）の目標値を設定

排出量を 12%削減	38 万 1 千 t → 33 万 5 千 t
リサイクル率	14%から 20%に増加
最終処分（埋立）量	4 万 9 千 t → 3 万 8 千 t に削減

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の達成目標

計画の評価の指標については、当初計画と同様「減量化」、「資源化」、「最終処分量」の3項目とし、次のとおり目標を設定します。

1 減量化目標

基準年度の総ごみ排出量に対して、削減率を設定することもできますが、本市のように人口減少の幅が少ないところでは、人口減少幅が多いところと比較し、削減幅が大きくなるため、前計画どおり原単位での設定を行います。

《達成目標》

1人1日当たりの総ごみ排出量を、平成28年度実績（907g/人日）に対し、12%削減し、（798g/人日）とします。

《目標達成年度》 ⇒ 令和12年度

2 資源化目標

現在の施設においても、リサイクル率の向上に寄与していますが、前計画で設定した目標値を達成するところまでには至っていません。今後、資源化の徹底と併せ、ごみ排出量そのものを減少させていく取組が必要です。

《達成目標》

総資源化率（総排出量に対する資源化量）を27%とします。

《目標達成年度》 ⇒ 令和12年度

3 最終処分目標

最終処分量については、焼却灰のスラグ化による減量化が図れているものと考えますが、更なる削減のためには、ごみ減量化や資源化目標を達成することが求められます。

《達成目標》

1人1日当たりの最終処分（埋立）量を、平成28年度実績（79.6g/人日）に対し、14%削減し、（68.4g/人日）とします。

《目標達成年度》 ⇒ 令和12年度

第2節 施策の基本的な方向性

前計画での目標では、「ごみを出さない社会づくり」、「安定したリサイクル社会づくり」、「資源循環のための施設づくり」について、取組を進めてきました。

今計画では、「第3次岩出市長期総合計画」がめざす「住んでよかったと思えるまちづくり」を実現するため、市民（市民・地域・関係団体）、事業者、行政が一体となり、循環型・低炭素・自然共生型社会の形成に向けてごみ減量化、再資源化に努めるとしていることから、「循環型社会」、「低炭素社会」、「自然共生型社会」の形成を達成目標として掲げることとします。

1 循環型社会

これまで実施してきたごみ減量・リサイクル推進施策は、市民・事業者の協力により一定の効果があったものの、今回の検証の結果からは、今後も4R推進に取り組む必要があるといえます。また、依然としてごみの未分別や不適正な排出、不法投棄などの不適正処理が存在しています。

このような状況のなか、今まで以上に、ごみになるものを断り（リフューズ）、ごみの発生抑制（リデュース）に取り組むことで、ごみの総量を減らすとともに、繰り返し使う再使用（リユース）や分別を徹底し、再生利用（リサイクル）を推進することにより、自然環境に配慮し資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるだけ低減される循環型社会への転換を図ります。

2 低炭素社会

大量生産・大量消費文化が開花した時代は、人々にあらゆる恩恵を与えてきました。

しかし、これらの経済活動により、地球温暖化や天然資源が枯渇し、地球規模の環境問題への対応が喫緊の課題となっています。

ごみ処理分野においても、市民・事業者・行政が一体となって4Rを推進し、燃やすごみの量を削減することによる温室効果ガスの発生や化石燃料のエネルギー利用を低減するなど、低炭素社会づくりに向けた取組が求められています。

こうしたことから、市民・事業者のごみ減量・リサイクル推進の取組を一層進め、ごみ減量に応じた経済性を考慮した効率的で適正なごみ処理体制を構築することにより、低炭素社会の実現に貢献していきます。

3 自然共生型社会

地球温暖化や地球規模での環境汚染が進む中、現在、世界規模での二酸化炭素削減や新エネルギーの活用など地球環境の保全に向けた取組が行われています。

本市では、現施設から排出するダイオキシン類や窒素酸化合物などの物質について、市が独自に公害防止のための基準を設けるなど環境への負荷を極力低減する対策を講じています。

今後も、緑豊かな岩出市を後世に引き継ぐために、自然環境との共生が大切であることを踏まえ、市民一人ひとりができる地球環境保全への取組を進めます。

第3節 目標を達成するための方策

1 ごみの有料化

(1) 有料化の状況

ごみの有料化は、すでに全国の6割、和歌山県内の8割以上の自治体で制度化され、地域性や市民性に関わらず、ごみの減量化に効果があるとされている取組です。

本市においても、平成24年7月から「可燃ごみ」に対して指定袋に手数料を賦課する有料化制度を導入し、ごみの減量化・資源化の推進を図っているところです。

今後は、先進地や近隣市町の状況を踏まえて、他のごみ種とりわけ事業系一般廃棄物の処理手数料について検討していく必要があります。

(2) 他のごみ種との関係

有料とした「可燃ごみ」については、一定の効果として減量化・分別が進んだことによる資源化が進んでいます。国の手引きにある「約10%の効果」に留まっており、更なる資源化を求めるのは非常に厳しい状況が続いています。

一方、市内において増え続けている事業系一般廃棄物については、可燃ごみを有料化したことによる効果では、あまり進んでおらず、事業系一般廃棄物を排出抑制するための制度の見直しを考える必要があります。

また、「不燃ごみ」については、かん・ビン類を主として収集することとして、区分が曖昧であった使用済小型電子機器等の粗大ごみの混入をさけるため、分別の徹底を周知する必要があります。

(3) 現行制度の改善点

ごみの減量を目的に、市民負担を少なくするため、指定袋の一定数量を無償交付する「一定量無料型」制を導入していますが、既に8年が経過し、マンネリ化やリバウンドが懸念されます。これまでの実績から、制度の継続、指定袋の規格・素材の改善を検討し、不適正排出（ルール違反）者への指導が必要です。

2 減量化・資源化に取り組む市民への支援

(1) 生ごみ処理器・電動式生ごみ処理機購入補助事業

市民による生ごみの自己処理の普及促進を図るため、家庭における生ごみの堆肥化容器等購入に対する補助制度を継続していきます。

(2) 集団資源回収奨励金制度

事前に市に登録した区・自治会及びボランティア団体等が自主的に行う資源回収について、その量に応じて奨励金を交付する制度について、引き続き、資源化の推進に努めます。

3 関係団体等との連携

(1) 環境関係団体との連携

身近な環境問題に取り組む市民と協働して、環境保全活動を行います。

(2) 市民参加による「クリーン缶トリー運動イン岩出」の実施

環境美化運動への参加を通じて、ごみへの関心やマナーの徹底等を図り、ごみの減量化や資源化のための実践活動に繋がられるよう喚起します。

(3) ボランティア清掃への支援

自主的に行う地域周辺の美化活動に対して、申請に基づき必要なごみ袋を配布し、環境美化への意識の向上とごみの適正処理への認識を深めます。

4 啓発事業の充実

(1) 分別の推進と不適正排出の防止

ごみの分別は、多くの市民に定着していますが、徹底されるところまでには至っていません。特に、紙類の分別が十分でないように思われます。

また、可燃ごみでは食べられずに廃棄される「食品ロス」について、「食べきり」、「売り切り」の啓発や「残さず食べよう！3010運動」を継続し、引き続き、広報紙やウェブサイトでの啓発、分別冊子の配布等を通じて周知を図ります。

(2) 環境教育・環境学習の推進

自治会等への「実態調査見学会」や小学校への出前講座を継続します。学校、各種団体等の施設見学の受け入れ、地球環境問題などを含めて啓発します。

(3) マイバッグ運動の推進

全国で、令和2年7月から店頭におけるレジ袋の配布が有料化されました。これにより、プラスチックごみの削減が図られる見込みではありますが、引き続き、マイバッグを持参して、必要のないレジ袋は使用しない、また過剰な包装は断るなど、身近な日常生活の中でごみを減らす取組の周知に努めます。

(4) 広報紙・ウェブサイト等を活用した情報の提供

市民が情報を閲覧できるようごみ処理の数値や減量化・資源化の状況などを掲載

し、市民等のごみに対する関心や減量化への意欲が更に高められるよう喚起します。

5 事業者との協働

(1) 店頭回収の充実

一部の量販店等においては、店頭回収が行われていますが、ごみの減量化、資源化を推進するうえで、有効な対策であり、今後も協力店（エコショップ）の拡大に努めます。

(2) オフィスから排出される紙類への対策

オフィス等から排出される紙類で、シュレッダーダストを含めて資源化を推進するため、収集体制や排出方法など可能な方策を検討します。

なお、クリーンセンターに直接持ち込まれたシュレッダーダストについては、資源化を図っています。

(3) 事業者の自己責任の明確化

多量排出事業者等から排出される事業系一般廃棄物の減量化と適正処理を徹底するため、法令に基づく自己責任を明確化し、ごみの減量化・資源化を推進します。

(4) 収集体制の見直し

現在、事業系一般廃棄物の収集については、主にオフィスや個人事業主、テナントなど、少量排出の事業者の場合、市が直接収集し、量販店やコンビニ等の多量排出事業者では、収集運搬許可業者が収集しています。

事業系ごみは増加傾向ですが、既存許可業者で対応可能であり充足しています。

許可制度については、一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に遂行されなければならないため、新規許可は行わないものとします。

6 市役所としての取組

(1) エコオフィスの推進

事業系一般廃棄物の減量化をより一層推進していくため、自らが事業者として率先して取り組むとともに、グリーン購入やエコオフィスの徹底に努めます。

(2) 紙類の資源化

引続き、シュレッダーダストのリサイクルの徹底を図ります。

(3) 給食残渣の再生利用

学校や保育所から出る給食残渣について、堆肥化や家畜の飼料等への有効利用を継続します。

7 粗大ごみ量の削減

ごみになるものは断る（リフューズ）、不要なものは購入しない（リデュース）、
不用品は譲り合う（リユース）

廃棄の前に修理するなど再利用する（リサイクル）など、一人ひとりが実践することが重要です。

粗大ごみについては、クリーンセンターへ持ち込まれるごみ種の中で最も多く、
収集については、年2回実施していますが、持ち込み時の受付及び収集方法を含め、
削減に向け、これらに応えられる施策について検討します。

8 リサイクル工場の運営

ごみの減量化、再使用、再資源化を学ぶ実践教室や体験を通して、循環型社会構築の必要性を理解していただくため、リサイクル工場を運営しています。

平成25年度から自転車の再利用と平成29年度から可燃粗大ごみとして処分しているもののうち、再利用できる家具等を対象に実施しています。引き続き、粗大ごみの減量化・再利用化に努めます。

9 要援護者への戸別収集（ふれあい収集）

自らが集積所までごみを排出できない高齢者（世帯）や要介護状態にある方には、平成26年度から「ふれあい収集制度」を実施しています。今後、高齢化社会の社会情勢を鑑み制度の拡充を検討します。

10 不法投棄防止対策の強化

（1）不法投棄防止パトロールの強化

不適正排出や不法投棄が比較的多く発生している地域を重点パトロール地域として、計画的に監視活動を継続し、必要に応じ、夜間パトロールを実施するとともに、監視活動を行っていることを市民等に広く周知し、不法投棄や不適正排出の抑止に繋がります。

（2）関係機関・団体との連携

不法投棄現場における更なる不法投棄の防止に向けて、早期発見・早期撤去するとともに、監視及び通報体制の整備を図るため、警察署や郵便事業者、関係団体等に協力を呼びかけ、悪質な事案に対しては、警察と協力して対応します。

第5章 計画の円滑な推進

第1節 施策の推進と進行管理

ごみ処理基本計画を着実に推進していくためには、毎年度の取組を明らかにし、達成状況を確認していく必要があります。

そのため、目標や重点的な施策の状況などについて、PDCAサイクル（Plan・Do・Check・Action）という事業活動の「計画」・「実施」・「評価」・「改善」の循環に基づく進行管理を行います。これにより、目標の達成状況などの共有化を図り、必要な対応策などについて、毎年度実施する施策に反映し推進します。

第2節 進行状況の評価と公表

進行管理に当たっては、岩出市の環境をまもる審議会への報告と審議などを行い、ウェブサイト等に公表します。

岩出市の環境をまもる審議会は、毎年度、計画の達成状況の確認を行い、必要に応じて取組の見直しを提言します。